

東北地方太平洋沖地震に係る 特別相談窓口の開設について

このたびの「東北地方太平洋沖地震」により被害を受けられました一迫・花山地区の会員の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、上記地震災害により、営業活動に支障をきたしている会員の皆様に対し、災害の早期復旧を促進し、経営の安定を図るため、商工会では下記により経営の様々な相談に迅速に対応するため「特別経営相談窓口」を設置いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 金融関係

今回の地震災害により事業活動に支障を来している中小企業者に対し、資金融通を円滑にし、災害の早期復旧を促進し経営の安定に資するための支援です。

- ① 日本政策金融公庫〔災害復旧貸付〕 …添付資料1
問合せ：日本政策金融公庫仙台支店（TEL022-222-5173）又は商工会
- ② 中小企業基盤整備機構〔災害時貸付、緊急経営安定貸付〕 …添付資料2
（小規模企業共済加入者が利用できる制度です）
問合せ：中小企業基盤整備機構（TEL03-3433-8811）又は商工会
- ③ 宮城県商工経営支援課〔特別相談窓口〕 …添付資料3
（国及び県の融資制度説明・紹介等）
問合せ：宮城県商工経営支援課（TEL022-211-2744）

他に、取引金融機関でもご相談ができます。

2. 税務関係

所得税を含め、国税に関する申告・納付等の期限が延期されます。 …添付資料4
問合せ：築館税務署（TEL22-2261）又は商工会

3. 社会保険・労働保険関係

- ① 社会保険料(健康保険、厚生年金保険料等)納期限が延長されます。 …添付資料5
（口座振替の方についても、振替が停止され後日金融機関窓口で納付になります）
問合せ：日本年金機構古川年金事務所（TEL0229-23-8110）
- ② 労働保険料の納期限が延長されます。 …添付資料6
問合せ：宮城労働局労働保険徴収課（TEL022-299-8842）又は商工会

- ③ 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます。 …添付資料7
問合せ：宮城労働局職業安定課（TEL022-299-8061）又は
ハローワーク築館（TEL22-2531）

他に、各種助成金を申請されている事業主の方は、申請先窓口にお問合せ願います。

4. 共済関係

- ① 本会で取り扱っております「全国商工会会員福祉共済」にご加入の被共済者が今般の地震災害でお怪我等された場合は共済金の対象となりますので本会までご連絡願います。

5. その他

- ① 栗原市よりの指示により、店頭にある商品は残さず販売して下さるよう願います。
② 地震被害に遭われた事業所は、写真等被害状況の記録をされるよう願います。

※ 上記内容は3月24日現在の情報です。今後変更になる場合がございますので
お問合せ下さい。

一迫花山商工会
TEL52-3300

平成23年3月14日
株式会社日本政策金融公庫

平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害復旧貸付の実施及び被害を受けた中小企業の皆さまへの特別措置（災害復旧貸付の利率引き下げ）の実施について

○ 災害復旧貸付の取り扱い開始

株式会社日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、3月11日付けで「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」を設置し、被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの相談に対応しているところですが、このたび全国の支店で中小・小規模企業の皆さまを対象に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始（注）しました（国民生活事業及び中小企業事業）。【別紙の1参照】

（注）災害復旧貸付は、3月11日まで遡って適用できます。

なお、農林漁業者の皆さまには、「農林漁業セーフティネット資金」を取り扱っています（農林水産事業）。

○ 災害復旧貸付の利率引き下げ

また、3月12日の閣議決定に基づき、本災害により特に著しい被害を受けられた中小・小規模企業の皆さまに対し、次の通り全国を対象地域とした特別措置（災害復旧貸付の利率引き下げ）を実施します。【別紙の2参照】

○ 融資相談及び返済相談の実施

日本公庫はこのたびの災害により被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの融資相談及びご返済相談に政府系金融機関として円滑、迅速かつきめ細かな対応を行っていきます。

※日本公庫の本災害への対応の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

日本公庫の本災害への対応

1 「災害復旧貸付」及び「農林漁業セーフティネット資金」の適用

	国民生活事業	中小企業事業	農林水産事業
適用できる制度	災害復旧貸付		農林漁業セーフティネット資金
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円 (別枠)	【一般】300万円 【特認】年間経費等の3/12 以内
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)		10年以内(3年以内)

(※1) 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2) 国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間(据置期間)です。

2 災害復旧貸付の特別措置の実施(災害復旧貸付の利率引き下げ)

対象者	平成23年東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた全国の中小企業者及び中小企業団体(事業協同組合等)で、事業所または主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方(直接被害)及び被害を受けた方の事業活動に相当程度依存しているため、自らの売上が大幅に減少している等で、当該事実に係る証明を経済産業局から受けた方等(間接被害)
具体的内容	<p>①利率 融資後3年間は、基準利率から0.9%を基本として引き下げ <融資期間5年の場合(平成23年3月14日現在)> 国民生活事業：1.35%(融資後4年目以降は、各融資制度に定められた利率) 中小企業事業：0.85%(融資後4年目以降は、基準利率)</p> <p>②利率引き下げ適用の限度額(「災害復旧貸付」の融資限度額の内枠) 1,000万円(中小企業団体(事業協同組合等)の場合は3,000万円)</p> <p>③利率引き下げの適用期間 平成23年3月11日(※)から平成23年9月11日までに「災害復旧貸付」を受ける方について融資後3年間 (※)既に災害復旧貸付を受けた方についても融資実行日まで遡って適用されます。</p>

3 相談態勢(事業資金相談ダイヤル)

相談時間		平日	土日祝日
		9時から19時	9時から17時
連絡先	小規模企業向けの小口資金 (国民生活事業)	TEL 0120-154-505	TEL 0120-220353
	中小企業向けの長期事業資金 (中小企業事業)		TEL 0120-327790
	農林漁業や食品産業向けの事業資金 (農林水産事業)		TEL 0120-926478

平成23年3月18日

平成23年東北地方太平洋沖地震等に係る被災中小企業者対策について
(小規模企業共済災害時貸付等の追加対策)

上記災害の発生につき、経済産業省は、小規模企業共済契約者に対する貸付制度について、一段の金利引き下げ等の措置を講じ、危急の事業資金の確保のための支援を拡充します。

1. 「災害時貸付」の更なる条件緩和

上記災害により被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、(独)中小企業基盤整備機構において原則として即日到低利で融資を行う「災害時貸付」を既に実施しているところです。今般、この貸付金利を無利子にするなど特段の配慮を講じ、貸付条件の更なる条件緩和を実施します。

(3月11日以降、既に貸付けを受けられている共済契約者についても、遡って当該措置を適用します。)

(1) 貸付金利の無利子化

貸付金利を1.5%から0.9%に引き下げる措置を既に講じているところですが、今般の甚大な被害状況に鑑み、当該地震の直接罹災共済契約者については、貸付金利を無利子とする特段の配慮を講じます。(間接被害者については、引き続き、貸付金利0.9%を適用します。)

(2) 貸付限度額の引き上げ

貸付限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げます。

(ただし、共済契約が解約された場合に支払われる解約手当金の範囲内となります。)

(3) 償還期間の延長及び据置期間の設定

①償還期間を1年間延長することにより、資金繰りを支援します。

(i) 貸付金額が500万円以下の場合、3年を4年に延長します。

(ii) 貸付金額が505万円以上の場合、5年を6年に延長します。

②据置期間を設定し、罹災当初の資金繰りを支援します。

(i) 設定なし → 据置期間12ヶ月

2. 「緊急経営安定貸付」の適用

上記災害の発生により、港湾・道路等の途絶、計画停電の実施、ガソリン・資材等の流通難等、多様な弊害が発生しています。これらの影響を受け、事業活動に支障をきたし、1月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる小規模企業共済契約者に対し、貸付金利を1.5%から0.9%に引き下げる措置（緊急経営安定貸付の適用）を実施します。

(本件に関するお問い合わせ先)

中小企業庁 経営安定対策室長 横尾

担当者：若井、飯沼

電話：03-35011511（内線5251～5255）

03-3501-0459（直通）

記者発表資料

平成23年3月14日

商工経営支援課 商工金融第一班

担当 菊地, 青木

内線 2744

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る特別相談窓口の設置について

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震により、事業活動に支障を来している県内中小企業者の資金繰りなどに関する相談に対応するため、県では、下記のとおり特別相談窓口を設置しました。

1 設置場所

経済商工観光部 商工経営支援課

〔仙台市青葉区本町三丁目8-1 TEL022-211-2744〕

2 設置期間及び開設時間

平成23年3月14日（月）から当分の間

午前8時30分から午後5時まで

3 業務内容

一般経営相談、国及び県の融資制度についての説明・紹介 など

4 その他

県信用保証協会本店及び一部支店でも特別相談窓口を設置しております。（石巻支店及び気仙沼支店は現在閉鎖中のため、本店営業部（022-225-6421）までお問い合わせください。）

また、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、県内の各商工会議所、商工会連合会にも特別相談窓口が設置されております。

平成23年3月
国 税 庁

今般の地震の被害を受けて避難をされている皆様へ

納税地を所轄する税務署の管轄外に避難されている皆様の

国 税 に 関 す る ご 相 談 等 は

最寄りの税務署でもお受けすることができます。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者の方につきましては、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行いました。

この他の地域に納税地のある方につきましても、交通途絶等により申告・納付等が困難な方につきましては、期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、最寄りの税務署にご相談ください。

還付金の支払について

すでに申告を行っている還付金の支払時期等の確認をされる場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

納税証明書の交付について

最寄りの税務署でも納税証明書交付申請書を受け付けていますので、ご相談ください。

なお、納税証明書の交付まで多少の日数がかかる場合があります。

平成23年3月22日
日本年金機構

被災地の事業主、船舶所有者、被保険者のみなさまへ

社会保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

1 社会保険料の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に係る拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

- ① 平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの
- ② 次の地域に所在地を有する事業所、事務所、船舶所有者及び被保険者等が納付するもの

〔 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 〕

※ 対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直ししていくこととして
います。

※ 納期限の延長に該当する社会保険料について、督促状が到着した場合は、
無効ですので破棄いただきますようお願いいたします。

2 延長後の社会保険料の納期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、後日お知らせいたします。なお、納入告知書（納付書）に記載された納期限は延長する前の納期限ですので、延長後の納期限にお読み換え願います。

3 社会保険料の口座振替について

社会保険料の納期限が延長されることに伴い、対象地域に所在地を有する事業所等については、延長期間中は一律に社会保険料の口座振替を停止することと致しました。

延長期間中の社会保険料の納付については、お手数をおかけ致しますが、延長された納期限までに、後日送付します納入告知書により、金融機関の窓口で納付していただきますようお願い申し上げます。

事業主、船舶所有者、労働者の皆様へ

労働保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 労働保険料等の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害の甚大さに鑑み、次の地域のにおける労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

次の県内に所在地を有する事業場及び船舶所有者が納付するもの（当該県内に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

県内の具体的な対象地域については、今後被災の状況を踏まえて決定していくこととしております。

〔青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県〕

平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの

（督促状の指定期限が当該期日以降である場合を含みます。）

2 延長後の労働保険料等の納期限について

災害のやんだ日から2ヶ月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に充分配慮して検討していることとしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成23年3月17日

【お問い合わせ先】

宮城労働局労働保険徴収課

022-299-8842

東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について

雇用調整助成金及び中小企業雇用安定助成金の特例の概要

雇用調整助成金及び中小企業雇用安定助成金（以下「助成金」という。）において、平成23年東北地方太平洋沖地震等の災害（以下「震災」という。）に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合、新たに東北地方太平洋沖地震等被災地域事業主として特例を適用することとします。

東北地方太平洋沖地震等被災地域事業主については、生産指標の確認期間を3か月から1カ月に短縮するとともに、平成23年6月16日までの間は震災後1カ月間の生産指標の値が減少する見込みである事業所の事業主も対象とします。また、平成23年6月16日までの間に提出された計画届については、事前に届け出られたものとして取り扱うこととします。

詳しくは

各八ローワーク

宮城労働局助成金コーナー（ 022 - 299 - 8063 ）

までお問い合わせください。

東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

東北地方太平洋沖地震を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(具体的な活用事例)

交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。

事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。

避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。

計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。

既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

(主な支給要件)

最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。

休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱いますので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。